

議案第 5 5 号

長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

長久手市長 佐藤有美

- 1 施設名  
長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設
- 2 指定管理者となる団体  
名古屋市中村区名駅四丁目 4 番 1 0 号  
株式会社トヨタエンタプライズ
- 3 指定の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

説 明

この案を提出するのは、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者を指定するため必要があるからである。



## 議案の概要

### 1 指定の理由

株式会社トヨタエンタプライズについては、長久手市指定管理者選定委員会における審査の結果を踏まえ、長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の指定管理者として条例で定める基準を満たし、適当と認められます。

### 2 指定の内容

#### (1) 施設名

長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設

#### (2) 指定管理者となる団体

名古屋市中村区名駅四丁目4番10号

株式会社トヨタエンタプライズ

#### (3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 今後の影響

指定管理者による管理により、長久手古戦場記念館及び長久手古戦場野外活動施設の効率的かつ効果的な管理運営が期待できます。